

第31回 藤樹まつりのお知らせ

日本陽明学の祖である中江藤樹先生が説いた人の生きる道は、400年あまりが過ぎた今日まで、時を越えて伝わっています。藤樹先生は、「親を愛する者は人を憎まず、親を敬する者は人を侮らず」と説き、「良知」すなわち「愛敬の心」を養うことが根本であると教示しています。

今年も、大洲が誇る先人藤樹先生の遺徳を継承し、明るく住みよいまちづくりをするために、さまざまな行事を開催します。

- 小学生意見発表会
8月17日(木) 午後2時30分
大洲市民会館中ホール
- 読書活動研究集会
8月22日(火) 午後1時20分
大洲市総合福祉センター
- 大洲藩主加藤家・中江藤樹大洲入り400年顕彰事業特別展
7月22日(土)～9月10日(日)
10月21日(土)～12月24日(日)
大洲市立博物館
- 大洲高等学校藤樹祭
仮装行列 9月6日(水)
体育祭 9月7日(木)
文化祭 9月22日(金)

スボ少ソフトボール大会
10月15日(日)

多目的グラウンド
児童生徒作品展(習字・図画)
10月25日(水)～11月19日(日)
大洲市立博物館

菊花展
10月29日(日)～11月4日(土)
大洲市民会館前

小学生鼓笛パレード
10月31日(火) 午後2時

肱南地区(大洲小児童)
肱北地区(喜多小児童)
藤樹まつり神事・式典
11月1日(水) 午前10時
城山藤樹銅像前広場
(雨天時は市民会館)

大洲藩主加藤家・中江藤樹大洲入り400年顕彰シンポジウム
テーマ「四国の藩校とその歴史と伝統を探る」
12月3日(日) 午後1時30分
大洲市民会館大ホール

【問い合わせ先】
藤樹まつり事務局
(大洲市教育委員会内)
☎241733

ポコペン横丁でレトロなウェディング ～人前式参加者募集～

11月3日(金)のおおず浪漫祭では、「レトロウェディング」を開催します。本イベントでは、昭和レトロなポコペン横丁での人前挙式を挙げるカップルを公募します。参加費は無料です。

歴史ある古民家で昭和の時代に沿ったレトロな着物に着替え、人力車に乗りちんどんやの誘導にて式場へ移動します。式場では和太鼓などによるお祝いを受け、着物などのレトロな衣装に身を包んだみなさんに見守られながら人前挙式を行います。

【日時】 11月3日(金)
午前10時～午後1時40分(予定)
【場所】 肱南地区(挙式会場:ポコペン横丁)

【応募特典】

- ▽参加費、着物レンタルおよび着付け無料
- ▽前日のゲストハウスへの宿泊および夕食無料
- ▽交通費支給(上限3万円)
- ▽写真および動画撮影

【募集組数】 1組

【応募締切】 9月15日(金)

【応募方法】 次の必要事項を記入し、メールかFAX

で、事務局にご提出ください。
住所・氏名・入籍日もしくは入籍予定日、応募動機、生年月日、身長、体重、連絡先、ご親族など参加人数、全身および半身画像

【応募資格】

- ▽実施日を基準として1年以内に入籍予定、もしくは入籍をしているが挙式をしていないカップル
- ▽SNSなどに投稿および掲載が可能な人

【申し込み・問い合わせ先】

おおず浪漫祭実行委員会事務局
観光まちづくり課 ☎24-1717 FAX24-1350
E-mail:kankomachidukurika@city.ozu.ehime.jp



第7回大洲楽芸会出演者募集

今年も大洲市民会館大ホールを開放し、リレー式に発表を行う大洲楽芸会を開催します。

見て・聴いて・参加して楽しめる楽芸会に、みなさんのエントリーをお待ちしています。

【開催日】 11月19日(日)

【会場】 大洲市民会館大ホール

【参加資格】 大洲市内に住所を有する人、または市内の職場・学校に通勤通学している人(グループの場合は、メンバーに1人以上含むこと)

▽音楽演奏部門

ピアノ、楽器、声楽、アンサンブル など

※ジャンルは問いませんが、小学生以上の人で生演奏に限ります(カラオケでの応募は不可)

▽パフォーマンス部門

ダンス、舞踊、話芸、郷土芸能 など

▽バンド演奏部門

グループで電気楽器やドラムの演奏 など

【注意点】

▽発表は、1人(組) 10分以内

※バンド演奏部門は、15分以内

▽リハーサルは不可

▽小学生以下は保護者同伴

▽音響照明の使用は制限があります。個別にお問い合わせください。

【応募方法】

出演申込書を記入のうえ、市民会館事務所に提出してください。申込書は、左記事務所で配りします。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。

【応募期限】 10月1日(日)

【募集人数】 40人(組)程度

※応募者多数の場合は、調整することがあります。

【参加・観覧料】 無料

【応募先・問い合わせ先】

市民会館事務局 ☎244105

※月曜日は休館、ただし9月18日(月)は開館し、翌19日(火)が休館日となります。

財政契約課 ☎241721



銀河鉄道999イベント開催 ~漫画家松本零士先生とメーテルに愛においでや~

【日程】

10月15日(日) 午前10時~

▽松本零士先生と食事会 (要予約)

▽銀河鉄道999イラスト審査発表会

▽ライブ・大道芸ほか イベント多数

【場所】

新谷町堤防沿い(雨天時:新谷公民館)



【松本零士先生と食事会の参加者募集】

▽プレミアム席

・食事代 1,500円(ここだけの限定品付き)

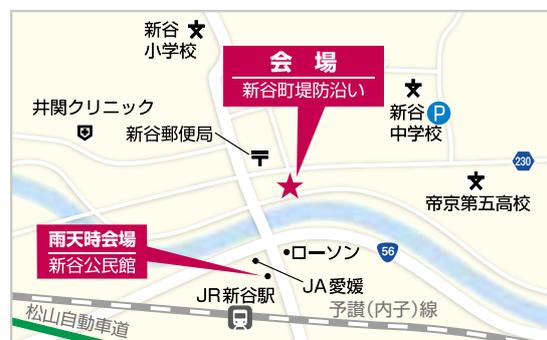
・定員 100人限定

▽一般席

・食事代 500円

・定員 118人

※定員218(にいや)人になり次第、締め切り



【問い合わせ先】

新谷一万石まちおこしの会事務局(新谷公民館内)

☎25-0024

救急医療機関の適正受診のお願い

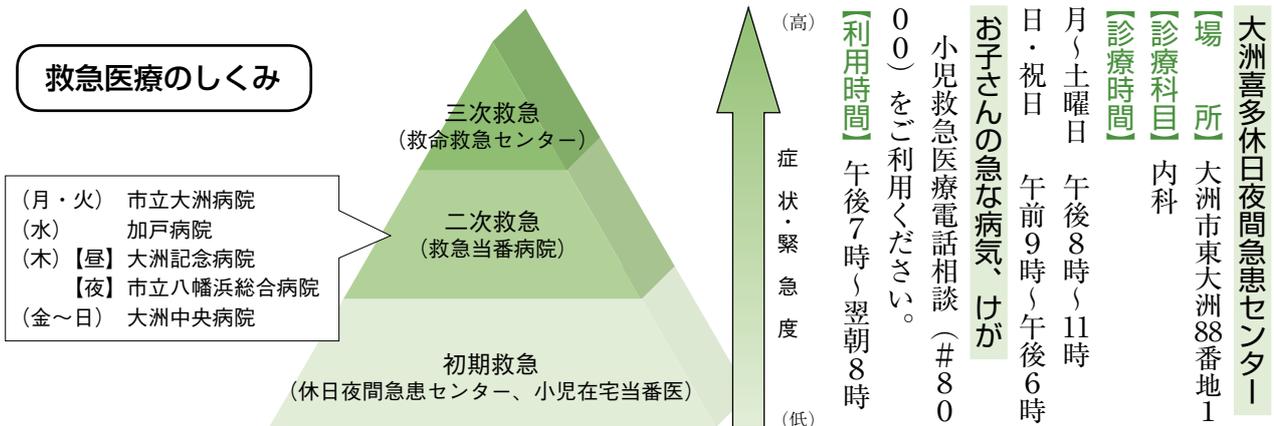
近年、軽症であっても夜間や休日
に救急医療機関を受診する人が
増えています。このままでは本当
に治療が必要な人への対応に支障
が生じ、医師の負担が増え、住民
のみなさんに適切な医療を提供で
きなくなる恐れがあります。

医療機関や救急車の適切な利用
を一人ひとりに心がけていただ
く取り組みとして、「愛媛の救急医
療を守る県民運動（略称：愛救県
民運動）」を実施しています。ご
協力をお願いします。

普段からの心がけ

- ① 日ごろから「かかりつけ医」を
持ちましょう。
 - ② 健康診断や検診などにより、病
気の予防や早期発見に努めま
しょう。
 - ③ 家庭で薬を常備しましょう。
- 受診にあたっての心がけ**
- ① なるべく医療機関の通常の診療
時間内に受診しましょう。
 - ② 救急車で搬送されても、軽症の
場合、通常受け付け順となる場
合があることに留意しましょう。
 - ③ 休日や夜間で比較的軽症の
人は、休日夜間急患センターを
利用しましょう。

救急医療のしくみ



新築・取り壊し家屋の調査について

1月2日(月)以降に新築・増改築または取り壊された家屋（倉庫・車庫も含む）について、実地調査を行いますのでご協力をお願いします。

家屋を取り壊した後、次に該当する場合は、引き続き固定資産税が課税される可能性があります。該当する場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

▽登記している家屋で、法務局への「滅失登記」をしていない場合

▽登記していない家屋で、大洲市に「家屋異動届」を提出していない場合

【調査期間】 9月～平成30年1月

※早めの調査を希望される場合は固定資産税係までご連絡ください。

【問い合わせ先】

税務課固定資産税係 ☎24-1711

9月9日(土)は救急の日

救急の日は、「9（きゅう）9（きゅう）」の語呂合わせから、救急医療関係者の意識を高めるとともに、救急医療や救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることを目的として、昭和57年（1982年）に定められました。

救急車は市民のみなさんの生命を守るため、24時間体制で対応していますが、出動できる台数や救急隊員の数には限りがあります。救える命のために、そして、必要な人が安心して救急医療を受けることができるために、適正な救急車の利用を心がけましょう。

【こんな時は迷わず119番】

- ▽胸痛や呼吸困難が続いている場合
- ▽ろれつが回らない、体がしびれている場合
- ▽多量の出血、または出血が止まらない場合
- ▽農薬など有害な物を飲んだ場合
- ▽広範囲にやけどをしている場合

【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎24-0119
長浜支署 ☎52-0119
川上支署 ☎34-2851

犬・猫の飼育について

犬や猫を飼育している人は、飼い主の責任で、不妊・去勢手術を受けてください。「増えたから」「飼えなくなったから」という理由で、安易に捨てることは犯罪です。無残な死を迎えたり、野良犬、野良猫となって住民に迷惑をかけたりします。このような不幸な犬、猫をつくらないためにも、手術は最良の方法です。

愛犬、愛猫もいつかは亡くなります。最後まで責任を持って飼うことは、私たちに楽しい生活を与えてくれた動物への恩返しです。

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

飼い主の義務として、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射を必ず受けてください。なお、登録した犬が死亡したり、所有者などを変更したりする場合は、市役所に届け出をする必要があります。

飼い主は、飼い犬を他人に害を加えない方法で係留しておかなければなりません。放し飼いはやめて、子犬のときからつないで飼うようにしましょう。犬を放すと、よその家の庭や畑を荒らしたり、人にかみついたりして、多くの人

に迷惑をかけます。

散歩の時には、必ず引き綱につないで連れて行きましょう。散歩中のふんの後始末は、飼い主の責任でお願いします。ビニール袋などを必ず携帯し、その場に残さないようにしましょう。

他人に迷惑をかけないよう「しつけ」と「心配り」が必要です。

猫の室内飼いのすすめ

猫を飼育するには、十分な餌があり、安全でストレスが発散できれば、あまり広い場所を必要としません。家の中に、猫が上下運動のできるタワーやタンスなど、安心して遊べる場所を確保し、猫としっかり信頼を深めましょう。

交通事故や伝染病から猫を守り、ふんや足跡などで近所とトラブルにならないためにも、子猫のうちから室内で飼うことをおすすめします。

【問い合わせ先】

市民生活課生活衛生係

長浜支所 ☎24 17 10

長浜支所 ☎52 11 13

長浜支所 ☎34 23 11

河辺支所 ☎39 21 13

9月は屋外広告物適正化推進運動強化月間です

—美しいまち並みでおもてなし—

今年開催されるえひめ国体に向け、県・市町が連携して、高速自動車国道および自動車専用道路から見える地域の進入路付近と、国体会場付近の違反屋外広告物に対する一斉指導を行います。来県者が再び訪れたいと思えるような美しい景観、魅力あるまちづくりのため、みなさんのご協力をお願いします。

屋外広告物の設置・表示について

市では、法令順守と公平性の確立のため、屋外広告物の適正化に向けた取り組みを進めています。看板などの屋外広告物を設置・表示する場合は、事前申請に基づく許可と手数料の納付をお願いします。

はり紙や広告板、ネオンサインなどは、人に情報を伝え、まちを活気づけてくれる効果がある一方、放置していれば周囲の景観との調和を乱し、自然のおもむきや歴史的・文化的なまち並みを損ねてしまうことがあります。また、設置や管理が適正に行われないと、広告物の落下による事故などで人に危害を及ぼす恐れがあります。

このことから、市では自然景観とまち並みを、いつまでも美しく安全に保つため、今後も大洲市屋外広告物条例のもと、全ての広告物が適正なものとなるよう取り組みます。広告主のみなさんのご協力をお願いします。

「屋外広告物」とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出、表示されたものなどです。

商業広告に限らず、この条件に適合すれば、屋外広告物となります。個人や法人の名称、商品名などの文字表示からシンボルマークなどの記号表示まで含まれ、目的の営利・非営利を問いません。

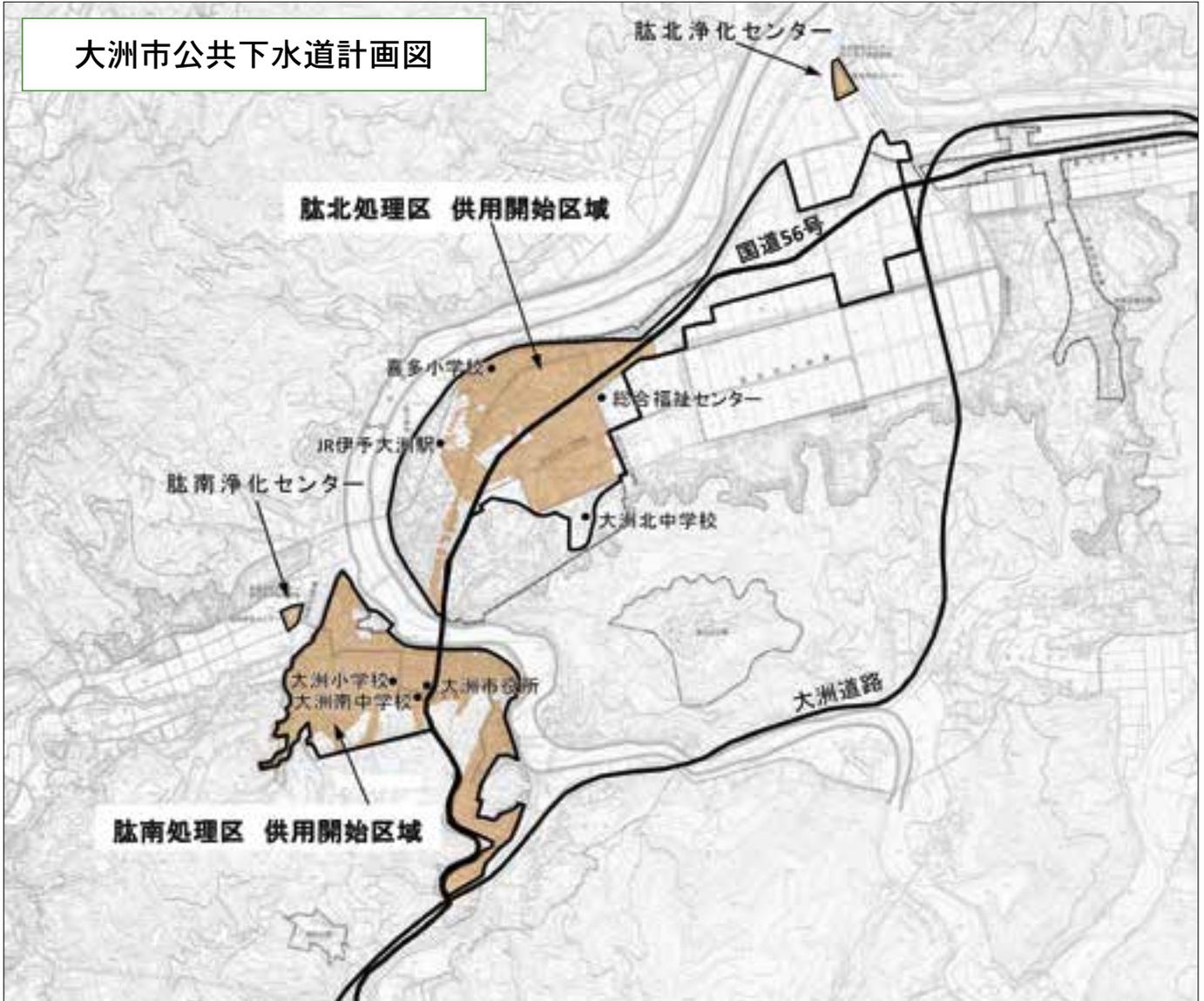
※広告物を設置する場所や大きさなどで許可基準に違いがあります。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。都市整備課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 都市整備課 ☎24-1719

【下水道 水が自然にかえる道】

(平成29年度下水道推進標語)

9月10日は、第57回 下水道の日



公共下水道への 接続のお願い

公共下水道は、生活環境の改善や河川など公共用水域の水質を保全し、快適で潤いのある生活環境を築くための施設です。

肱南処理区では平成7年7月、肱北処理区では平成20年5月より供用を開始しています。まだ公共下水道に接続していない人は、早急に接続をお願いします。

公共下水道に接続する工事を行う人に対して、最高50万円まで市の指定する金融機関に融資をあっせんし、その利子を市が補給する「水洗便所改造資金融資あっせん制度」があります。

なお、公共下水道に接続工事を行う場合は、必ず大洲市排水設備指定工事店に申し込んでください。指定工事店は、市公式ホームページで確認することができます。

※詳細については左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

下水道課 ☎1720

浄化槽設置補助の事前受け付けを開始します

生活雑排水による水質汚濁を防止するため、平成30年度に浄化槽を設置する人に対して、費用の一部を補助します。

希望者は、次のとおり事前申し込みを行ってください。

【事前申込期間】

9月1日(金)～平成30年3月16日(金)
午前8時30分～午後5時15分
※土日・祝日・年末年始を除く
※事前申込期間終了後も、予算の範囲内で随時受け付けします。

【申し込み方法】

転換、新築などの具体的な計画内容(場所、時期、延床面積など)が分かる資料および印鑑を、下水道課または各支所まで持参してください。

【補助制度を受けられない地域】

▽公共下水道が整備、もしくは計画されている肱南・肱北地区の一部(下水道事業計画区域)
▽農業集落排水が整備されている八多喜地区の一部

【申し込み・問い合わせ先】

下水道課 ☎24-1720
長浜支所 ☎52-1111
肱川支所 ☎34-2311
河辺支所 ☎39-2111

【浄化槽規模別の補助限度額】

補助対象となる浄化槽規模		【補助限度額】	
		<転換>	<新築>
5人槽	延床面積が160㎡以下のもの	400,000円	222,000円
7人槽	延床面積が160㎡を超えるもの	480,000円	277,000円
10人槽	2世帯住宅(浴室および台所が2つあり、独立して生活)	640,000円	367,000円

※転換とは、単独処理浄化槽または汲み取り便槽から浄化槽にする場合のこと。

※新築とは、既存建物を取り壊した後、新築する場合も含まれます。

※既存の施設が単独処理浄化槽で、増築などにより人槽が増となる場合は、新築扱いとなります。

※記載している補助限度額は現在の予定額であり、確定しているものではありません。

都市計画に関する住民説明会 および公聴会の開催について

「大洲都市計画区域マスタープラン」は、愛媛県が広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めるものです。

現在の計画は平成21年1月に策定していますが、「災害に強いまちづくり」などを推進するための見直しを行います。この見直し(案)について、住民説明会および公聴会を開催します。

【住民説明会】

▽日時 9月7日(木) 午後7時～
▽場所 大洲市総合福祉センター
多目的ホール

【公聴会】

▽日時 9月19日(火) 午後3時～
▽場所 大洲市総合福祉センター
多目的ホール

※公聴会に出席して意見を述べようとする人は、事前に意見の要旨など、書面を提出する必要があります。公述の申し出がない場合は、公聴会を中止します。

【問い合わせ先】 都市整備課 ☎24-1719
愛媛県都市計画課 ☎089(912)2738

市営住宅の入居申し込みについて

10月に抽選会を開催し、入居者および補欠者の順位を決定します。それ以降も随時受け付けを行います。詳細は、市ホームページおよび地区回覧でお知らせします。

【入居申し込み資格】

▽市内に住所または勤務場所を有する人
▽同居または同居しようとする親族がいる人
(60歳以上の人および障がい者などを除く)
▽市税を滞納していない人
▽住宅に困窮している人
▽収入基準に該当する人
▽「暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律」に規定する暴力団員でない人

【申込受付期間】 10月2日(月)～13日(金)

【抽選会日・場所】 10月17日(火) 本庁・各支所

【随時受付期間】 10月16日(月)～平成30年8月31日(金)

※入居・入居補欠の順位は、抽選参加者が優先されます。

【問い合わせ先】

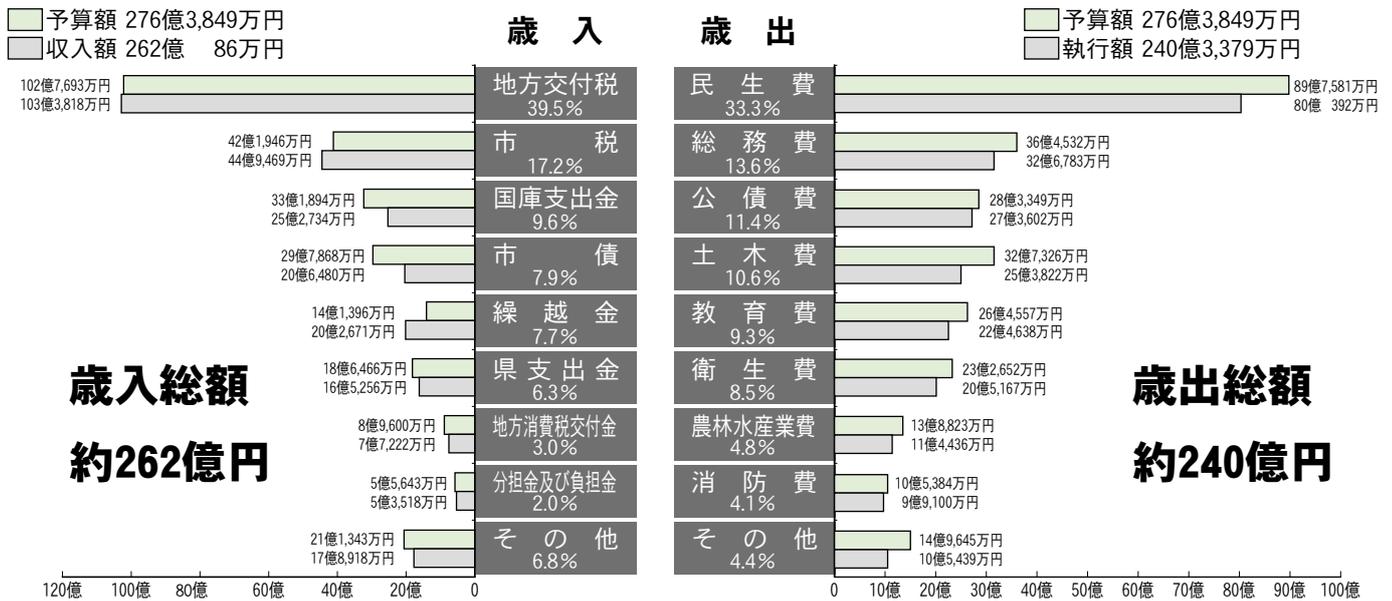
都市整備課公営住宅係 ☎24-1759
長浜支所 ☎52-1112
肱川支所 ☎34-2311
河辺支所 ☎39-2114

平成28年度

財政状況をお知らせします

大洲市財政状況の公表等に関する条例第2条および地方公営企業法第40条の2の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの本市の財政状況および業務状況を次のとおり公表します。

一般会計予算執行状況（平成28年度の歳入・歳出の状況）



歳入総額
約262億円

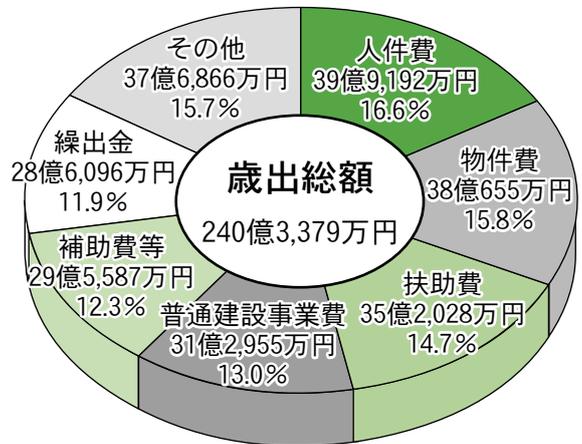
歳出総額
約240億円

用語解説

(上のグラフ) ↑

歳入	地方交付税	全国の市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付されるお金
	市 債	市が借り入れたお金
歳出	民生費	主に福祉の充実のために使ったお金
	総務費	市役所の管理、電算システム、戸籍、税などの事務に使ったお金
	公債費	市が借り入れた市債（借金）の返済に使ったお金

一般会計性質別執行状況



(右のグラフ) →

歳出性質別	物件費	ごみ処理やバスの運行、公共施設の運営などに使ったお金
	扶助費	児童手当や福祉医療、介護福祉施設・保育所の運営などに使ったお金
	普通建設事業費	道路や公園などの公共施設を建設するために使ったお金
	補助費等	団体への補助金や、消防などの事務を共同で処理するために設立された組合への負担金などに使ったお金

市有財産の状況 (市が所有する土地・建物・基金など)

種別	面積など
宅地	1,933,861㎡
山林	4,592,224㎡
田畑	179,089㎡
雑種地	103,737㎡
建物	380,009㎡
立木	99,383㎡

名称	金額
財政調整基金	30億2,181万円
減債基金	10億5,045万円
国民健康保険財政調整基金	0万円
土地開発基金	4億967万円
その他特定目的基金等	42億572万円
出資金等	3億1,168万円
合計	89億9,933万円

企業会計の状況 (水道や病院の経営状況)

区分	総収益	総費用	当期純利益
工業用水道	2,724万円	2,724万円	0万円
水道	9億758万円	7億8,644万円	1億2,114万円
病院	32億383万円	35億2,140万円	△3億1,757万円

市税と市民負担の状況

項目	金額	1世帯当たりの負担額	1人当たりの負担額	割合
市民税	18億3,396万円	91,156円	41,089円	40.8%
固定資産税	21億8,708万円	108,707円	49,000円	48.7%
たばこ税	3億1,634万円	15,724円	7,087円	7.0%
軽自動車税	1億5,644万円	7,776円	3,505円	3.5%
入湯税	87万円	43円	19円	0.0%
合計	44億9,469万円	223,406円	100,700円	100.0%

市債の状況 (市の借入金の残高)

区分	件数	現在高	1世帯当たりの額	市民1人当たりの額
一般会計分	332	239億8,404万円	1,192,109円	537,349円
特別会計分	171	60億4,564万円	300,494円	135,449円
企業会計分	69	57億982万円	283,802円	127,926円
合計	572	357億3,950万円	1,776,405円	800,724円

特別会計の状況

国民健康保険	
予算現額	70億2,022万円
収入済額	65億1,299万円
支出済額	64億5,479万円
差引額	5,820万円

国保診療所	
予算現額	1億1,204万円
収入済額	1億98万円
支出済額	1億98万円
差引額	0万円

後期高齢者医療	
予算現額	6億3,464万円
収入済額	6億2,042万円
支出済額	5億9,429万円
差引額	2,613万円

介護保険	
予算現額	50億7,649万円
収入済額	50億771万円
支出済額	49億908万円
差引額	9,863万円

簡易水道事業	
予算現額	2億5,662万円
収入済額	2億3,864万円
支出済額	2億3,864万円
差引額	0万円

港湾施設事業	
予算現額	835万円
収入済額	778万円
支出済額	778万円
差引額	0万円

土地取得造成	
予算現額	1億5,223万円
収入済額	1億5,203万円
支出済額	1億5,203万円
差引額	0万円

住宅新築資金等貸付事業	
予算現額	1億7,577万円
収入済額	1,043万円
支出済額	1億7,563万円
差引額	△1億6,520万円

農業集落排水事業	
予算現額	9,298万円
収入済額	8,850万円
支出済額	8,850万円
差引額	0万円

公共下水道事業	
予算現額	11億9,791万円
収入済額	8億5,302万円
支出済額	8億998万円
差引額	4,304万円

温泉事業	
予算現額	981万円
収入済額	650万円
支出済額	650万円
差引額	0万円

商業集積施設管理	
予算現額	324万円
収入済額	316万円
支出済額	307万円
差引額	9万円